

令和2年度の公的年金額の端数処理(主要なもの)

100円単位			1円単位		
種類	年金額	備考	種類	年金額	備考
満額の老齢基礎年金	781,700		納付済月数等に応じて算出する老齢基礎年金	-	
障害基礎年金	781,700		加入期間に応じて算出する 老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金	-	
障害基礎年金(第1子及び第2子)	224,900		寡婦年金	-	
障害基礎年金(第3子以降)	75,000		振替加算	別紙参照	
遺族基礎年金	781,700	受給権者が	経過的寡婦加算	別紙参照	
遺族基礎年金(第1子及び第2子)	224,900	配偶者と子	1級の障害基礎年金(2級の障害基礎年金×1.25)	977,125	
遺族基礎年金(第3子以降)	75,000	の場合			
遺族基礎年金(第1子)	781,700	受給権者が			
遺族基礎年金(第2子)	224,900	子だけの場			
遺族基礎年金(第3子以降)	75,000	合			
障害厚生年金の最低保障額 (2級の障害基礎年金の額×3/4)	586,300				
障害手当金の最低保障額 (障害厚生年金の最低保障額の2倍)	1,172,600				
加給年金額(配偶者、第1子及び第2子)	224,900				
加給年金額(第3子以降)	75,000				
中高齢寡婦加算額 (遺族基礎年金の額×3/4)	586,300				

改定率⇒ 1.001

配偶者に係る加給年金額に加算される特別加算額	法本来の額	改定後	加給年金額+特別加算額
S9.4.2~S15.4.1(受給権者の生年月日)	33,200	33,200	258,100
S15.4.2~S16.4.1(受給権者の生年月日)	66,300	66,400	291,300
S16.4.2~S17.4.1(受給権者の生年月日)	99,500	99,600	324,500
S17.4.2~S18.4.1(受給権者の生年月日)	132,600	132,700	357,600
S18.4.2以後(受給権者の生年月日)	165,800	166,000	390,900

改定率⇒ 1.001

特別支給の老齢厚生年金の「定額部分」の定額単価	法本来の額	改定後
	1,628	1,630

	令和2年度
在職老齢年金に関する60歳台前半の 「支給停止調整開始額」	280,000
在職老齢年金に関する60歳台前半の 「支給停止調整変更額」	470,000
在職老齢年金に関する60歳台後半及び70歳以降の 「支給停止調整額」	470,000